

保育所型認定こども園 山下教会めぐみ園の定員変更について

根拠法令

- ・児童福祉法施行規則第37条第6項
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び府省令第15条第2項

変更年月日(予定) 平成28年12月1日

変更事項

建物等の変更

平成28年7月～ 増改築工事の実施

定員数の変更

定員数 1号認定 75人
 2号認定 15人
 3号認定 15人 (0歳児 6カ月～)

【変更の内訳】

単位: m²

区 分	変更前	変更後	増 減	備 考
0歳児室	-	23.35	23.35	増 築
1歳児室	-	23.22	23.22	
2歳児室	30.50	30.50	0.00	現1歳児室
3歳児室	63.74	63.74	0.00	現行に同じ
4歳児室	69.50	69.50	0.00	
5歳児室	62.66	62.66	0.00	
合 計	226.40	272.97	46.57	

【変更の内訳】

単位: 人

区 分	変更前		変更後		増 減
	1号認定	2・3号認定	1号認定	2・3号認定	
0歳児	/	0	/	5	5
1歳児		4		5	1
2歳児		4		5	1
3歳児	26	4	25	5	0
4歳児	26	4	25	5	0
5歳児	26	4	25	5	0
合 計	78	20	75	30	7
	98		105		